

# 国民健康保険の被保険者の皆様へ 令和4年度保険税減免のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は保険税が減免となります。

対象①	新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方	→	保険税を全額免除
対象②	新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方	→	保険税の一部を減額

## 1. 対象となる世帯

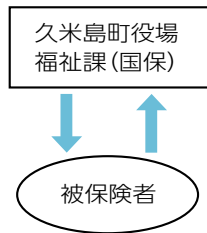
- 令和4年1月～令和4年12月中の所得申告を済ませている。
- 主たる生計維持者が非自発的の失業者軽減の対象でない。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯で、右記(1)～(3)のすべてに該当する世帯

### ※保険税が一部減額される具体的な要件

- 世帯の主たる生計維持者について
- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
  - (2) 前年の所得の合計額が1000万円以下であること
  - (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
- 注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

## 2. 手続きの流れ

- ① 7月中頃納税通知発送
- ③ 審査後、減免決定通知
- ⑤ 所得により減免の結果に変更が生じた場合は再度、納税通知を送付します。



- ② 減免申請書を提出
- ④ 所得申告後、所得確定額がわかる書類を提出

※令和4年度減免申請の期限は  
**令和5年3月30日まで！！**

## 3. 申請に必要な書類

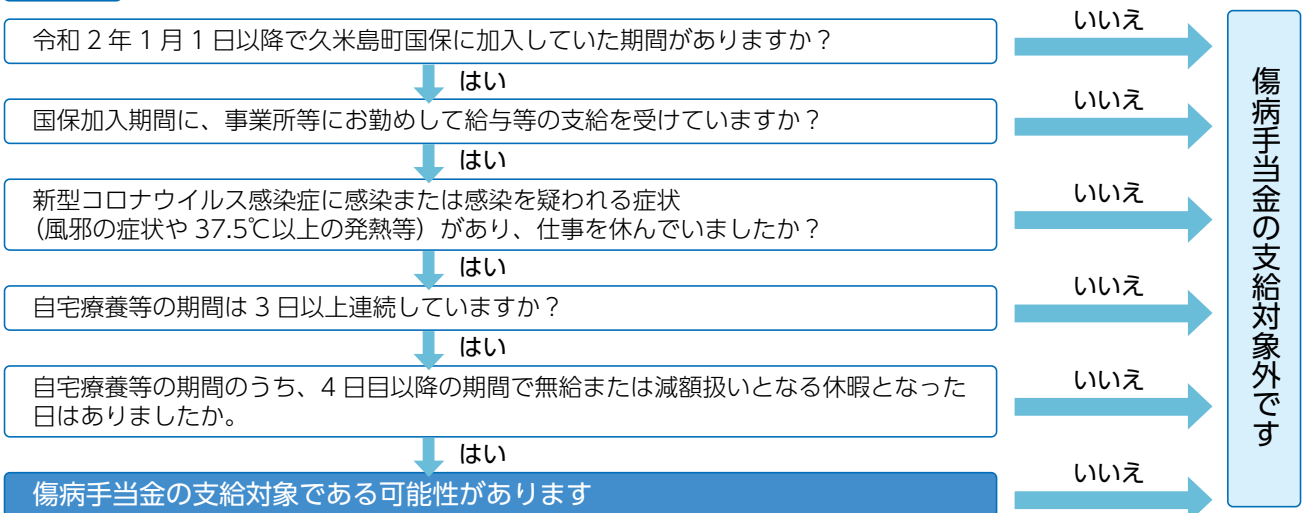
- ① 令和4年度久米島町国民健康保険税減免申請書
  - ② 令和4年中収入見込み額申請書
  - ③ 国民健康保険税減免申請(調査票) ①～③についてはホームページよりダウンロードできます。
  - ④ 減少した収入がわかる資料(給与明細書、事業帳簿の写しなど)
  - ⑤ 廃業等届出書、離職票等(収入減少の理由が事業廃止や失業の場合のみ)
- ※郵送申請可(お電話にてお問合せください)

久米島町 福祉課 ☎098-985-7124(国保係)

## 久米島町国民健康保険傷病手当金

国民健康保険加入中の被用者(事業所等にお勤めで、その事業所から給与等を受け取っている方)が、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる症状があり、療養のために仕事を休んだ期間について傷病手当金を支給します。

支給額 下のフローチャートで支給対象かどうか確認できます。



傷病手当金の支給対象である可能性があります

支給額  $\frac{\text{直近の継続した3月間の給与収入の合計額}}{\text{就労日数}} \times \frac{2}{3} \times \text{支給対象日数}$

[4日目以降の仕事を休んだ日が対象]

### 必要書類

1. 傷病手当金支給申請書(世帯主記入用)
2. 傷病手当金支給申請書 就労証明書(事業主記入用)
3. 傷病手当金支給申請書 意見書(医療機関記入用)

申請期限：令和2年1月1日以降から令和4年12月31日まで  
※申請する場合は事前に福祉課(保険・年金班)へお問い合わせください。  
※申請書については、ホームページよりダウンロードできます。

お問い合わせ先：福祉課(保険・年金班) ☎098-985-7124